

パブリックコメントの実施結果について

「希少野生動植物種保存基本方針の一部を改正する件」（告示案）及び改正種の保存法の施行に伴う整備省令案等に対する意見の募集（パブリックコメント）を、平成 30 年 1 月 26 日（金）から平成 30 年 2 月 24 日（土）まで実施した。意見提出のあった個人・団体の数は計 63 であり、のべ意見数は計 117 件（うち基本方針関係が 33 件）であった。内訳については以下の通り。

1 意見提出者数の内訳

メール	61
郵送	1
F A X	1
合計	63

※基本方針及び整備省令等の案に対する意見総数

2 項目別の意見件数

(1) 「希少野生動植物種保存基本方針の一部を改正する件」について

項目	件数
第一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する基本構想	10
第二 希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項	4
第三 国内希少野生動植物種に係る提案の募集に関する基本的な事項	0
第四 希少野生動植物種の個体等の取扱いに関する基本的な事項	3
第五 国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項	2
第六 保護増殖事業に関する基本的な事項	6
第七 認定希少種保全動植物園等に関する基本的な事項	6
第八 その他絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する重要事項	2
合計	33

(2) 改正種の保存法の施行に伴う整備省令案等について

・意見件数は計 84 件。各意見及び回答の一覧は資料 3 - 2 参照。

「希少野生動植物種保存基本方針の一部を改正する件」の案 パブリックコメント意見及び回答一覧

NO	意見要旨(集約)	件数	回答
第一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する基本構想			
1	(3頁6-10行) 人類共通の財産である生物の多様性を確保することを追記すべき。 【理由】 生物多様性基本法の前文に「人類共通の財産である生物の多様性を確保すること」が明記されているため。 修正文案は「野生動植物は、…として、人類の豊かな生活に欠かすことのできない役割を果たしている。また、人類共通の財産である生物の多様性を確保することがもとめられている。」	1件	ご意見を踏まえ、種の保存による生物多様性の確保の観点をより明確にするため、以下のように追記します。 3頁11行目「野生動植物の世界は、生態系、生物群集、種、個体群等様々なレベルで成り立っており、それぞれのレベルでその多様性を確保する必要があるが、中でも種は、野生動植物の世界における基本単位であり、人類共通の財産である生物の多様性を確保する観点からも、その保存は極めて重要である。」
2	(3頁15行) 開発による影響を加えるべき(以下、同様の記述も同じ)。 【理由】 「様々な人間活動による圧迫に起因し」と記述されているが、最も大きな要因は開発である。従って「様々な人間活動による開発等の圧迫に起因し」とすべきであるため。	1件	人間活動による種の圧迫要因については同頁の26行目以降で列挙しており、開発等を示す「人間の生活域の拡大等」などの要因を示しています。
3	(3頁21-24行) 生息域外保全を加えるべき。 【理由】 動植物園、水族館等の生息域外保全の取り組みも含まれたことから、次のように修文すべきである。「個体数の減少を防止し、又は生息域外保全も含めて回復をはかることにより」	1件	当該箇所では、まずは域内保全に取り組むことが重要であると考えており、また、種の絶滅防止にあたっての目標を端的に表現する箇所であるため、域外保全といった手段の例示までは詳細に記載しておりません。ただし、同頁35行目に「飼育・栽培下における繁殖等個体の繁殖の促進のための事業、…を推進する。」としているように、ここで言う個体数の回復とは、生息域外保全や野生復帰による回復を含むものです。
4	(4頁2-4行) 主語が不明確である。諸外国との協力など加えるべき。 【理由】 日本は、複数の国際条約に批准していることからどのような関係で国際的に協力せねばならないのか記述すべきである。具体的には「絶滅危惧種の保存は、国際的にも緊急の課題であり、我が国も多国間条約が二国間条約に批准していることから積極的な協力が求め…」「本邦における絶滅危惧種のみならず、国際条約等に基づき…」	1件	本基本方針は政府として閣議決定するものであることから、当該箇所を含め、主語が明示されていない文章では、原則として「我が国政府」が主語となります。また、同頁1行目は、絶滅危惧種の保存については国際的な課題でもあることから我が国も協力をする必要があるということを端的に表現している箇所であり、同頁2行目で「条約等に基づき我が国がその保護に責任を有する種についても…措置を講ずる。」としていることから、条約への批准の状況を記載する必要はないと考えております。なお、「条約等」の表現については、ご意見を踏まえ、「国際条約等」と修正します。
5	(4頁5-6行)「予防原則」を加えるべき。 【理由】 「時機を失うことなく」という曖昧な表現は、辞めて次のように記述すべきである。「…の保存施策は、生物学的知見に立脚しつつ、予防原則に基づき時期を失うことなく適切に…」	1件	「時機を失うことなく適切に…」には、ご指摘のような予防的な観点も含まれており、追記した場合は重複した表現となってしまうことから、原文のままとさせていただきます。

NO	意見要旨(集約)	件数	回答
6	<p>(4頁6-7行) 「レッドデータブック」または「絶滅のおそれのある野生生物に関する保全状況や分布、生態、影響を与えている要因等の情報を記載した図書」とすべき。以下、レッドリストの記述について、同様に修正すべき。 【理由】 野生動植物の種のリストだけでは不十分である。従って次のように修正すべきである「絶滅危惧種に係る基礎的な資料として、絶滅のおそれを評価した野生動植物の種のリスト(レッドリスト)を作成するほか、「<u>絶滅のおそれのある野生生物に関する保全状況や分布、生態、影響を与えている要因等の情報を記載した図書</u>」(レッドデータブック)を作成する他、……」</p>	1件	<p>絶滅危惧種の状況等に係る資料はご指摘のレッドデータブックの他にも多数ありますが、ここでは、特に基礎的資料として最も重要なレッドリストを代表的に例示したものです。なお、その後「……作成するほか、施策の推進に必要な各種の調査研究を積極的に推進する。」としていることから、レッドデータブックやその他の絶滅危惧種の保存施策に必要な資料の作成等を含め、各種調査研究を積極的に推進することを示しています。</p>
7	<p>(4頁10-12行) 普及啓発のみならず学校教育・社会教育も加えるべきである。 【理由】 改正種の保存法第53条第2項に条文化されている為。具体的には、「……国民の理解を深めるための普及啓発・学校教育・社会教育と保存施策に……」</p>	1件	<p>ご意見を踏まえ、できるだけ端的に教育の観点を表現できるように「……国民の理解を深めるための普及啓発・教育活動及び保存施策に……」と修正します。</p>
8	<p>(5頁2-4行) ④として①~③に該当しない種であっても国民の要請により種の指定を検討する種を追加すべき。 【理由】 優先順位を付けることに異議は無いが、それでは、生物多様性の保全と言う観点から対象種が指定されないことになりかねないため。</p>	1件	<p>当該箇所は、絶滅危惧種のうち、保存施策を優先的に行うべきものの考え方の一つとして、施策効果が高いと考えられる種を例示したものですので、原文どおりとさせていただきます。 なお、国民からの提案の募集を踏まえた種の指定及び解除の検討に関する事項については第三において記載しています。</p>
9	<p>(5頁23-24行) 自然海岸ではなく海岸とする。また、沿岸・海洋も加えるべき。 【理由】 人工的な海岸であっても希少種は存在する可能性がある。自然海岸と「自然」を限定的に書くべきではない。また、沿岸・海洋も対象に加えるべきである。 (参考)附帯決議の七 海洋生態系の要となる海棲哺乳類を含めた海洋生物については、科学的見地に立ってその希少性評価の透明性を高め、その評価を環境省と水産庁で連携して種の保存法の趣旨に沿って適切に行うこと。また、国内希少野生動植物種の指定に当たっては、現在は種指定の実績がない海洋生物についても、積極的に対象とすること。</p>	1件	<p>当該箇所は、絶滅危惧種の中でも特に絶滅のおそれが高いとは認められない種のうち、その生息環境の消失や劣化が全国的に懸念されるものとして、自然海岸等を例示したものです。このため、ご指摘のような海洋等を例示することは妥当ではないと考えており、原文のままさせていただきます。</p>
10	<p>(6頁10-11行) 農地も記述に加えるべき。 【理由】 具体的には次のように修正すべきである「里地里山などに分布する種については、当該種の生息・生育環境が維持されてきた土地の利用・管理手法(農法)など伝統的な知恵の活用について考慮すべきであること。」 アユモドキなど健全な農業がおこなわれることにより保全されてきた種もいるため。</p>	1件	<p>当該箇所は、里地里山などの土地の利用・管理手法について述べており、「農地」も含む幅広い概念として「土地」という語句を用いています。また、ご指摘のように例示した場合、土地の利用・管理手法の範囲が狭く捉えられる可能性もあり、かつ、基本的考え方を示す当該箇所において、「農法」意外の例を網羅的に記載することも妥当ではないことから、原文のままさせていただきます。</p>

NO	意見要旨(集約)	件数	回答
第二 希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項			
11	<p>(7頁29行) 「外来種」は、「外来生物」にすべき。 【理由】 外来生物法により外来種は、外来生物と言う捉え方になっており、種ではなく科や属単位で考えることが必要であるため。</p>	1件	<p>「外来生物」とした場合には、国内由来の外来種が含まれないとされている(※)ことから、国内由来の外来種も含まれる「外来種」という語句を用いています。</p> <p>※参考:環境省HP 日本の外来種対策 用語集 https://www.env.go.jp/nature/intro/1law/yougo.html</p>
12	<p>(7頁32行) 新たに「エ」として「個体が本来分布していなかった地域に発見された場合においても絶滅の危機が推し量れる種も選定すること。」を追加すべき。 【理由】 絶滅のおそれのある種が非意図的に運ばれて、古来、生息・生育していなかった地域に定着していることが認められる可能性があるため。</p>	1件	<p>第二5「緊急指定種」において、従来本邦に分布しないとされていたが新たに本邦での生息又は生育が確認された種などは法に基づく緊急指定種の指定対象とすることとしています。</p>
13	<p>(9頁16行) 「よう努める」を削除すべき。 【理由】 「意見を聴くよう努める」と努力規定になっているが、解釈によっては学識経験者の意見を聞かずに指定できる抜け穴を作ることになりかねないため。</p>	1件	<p>緊急指定種の指定に当たっても、学識経験者の意見を踏まえる必要があると考えており、できる限り学識経験者の意見を聴くこととし、適切に対応します。しかしながら、緊急指定種は、特に緊急に保存を図る必要がある種を指定するという趣旨から、速やかな対象種の保存が必要となるものであることから、他の希少野生動植物種と同一の調査検討プロセスを経て指定するとなると、対象種の迅速な保存が図れなくなるおそれがあります。このため、本基本方針の記載においても他の希少野生動植物種と同一の取扱いとすることは妥当ではなく、制度趣旨を踏まえて記載の内容を区別するために「努める」としてしています。</p>
14	<p>(9頁20-21行) 「可能な範囲で」を削除すべき。 【理由】 「可能な範囲」と言う抜け道を作るべきではない。国民に対してしっかり報告する義務があるため。</p>	1件	<p>種の選定に関する検討経緯等については、希少種の生息情報のほか、個人情報など行政文書として開示できない情報を取り扱う場合もあり得ることから、「可能な範囲で」としております。</p>

NO	意見要旨(集約)	件数	回答
第四 希少野生動植物種の個体等の取扱いに関する基本的な事項			
15	<p>(10頁16行-18行) 現在特定器官等として指定されているのはワシントン条約附属書 I 掲載種である国際希少種のみである。ワシントン条約の附属書に掲載されていることが種指定の理由なのであれば、規制も同様にany readily recognizable part or derivativeであるべきで、“我が国において製品の原材料として使用されている特定の種に係るものであって一定の大きさ以下のもの”と産業利用の有無や一定の大きさに線引きとすることの理由が不明。 【理由】 種の保護より産業の保護を重視するかのような記載は、希少種保存方針の本質にそぐわないため。</p>	1件	<p>当該箇所は、種の保存法に基づき種の保存の措置を講ずる必要がある個体等の対象範囲の考え方を示したものであり、法の趣旨を反映させたものです。ご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
16	<p>(11頁5行) 特定器官等の譲渡し等の可否を判断する「種の保存に支障がないかの考慮」にあたっては、原産国での密猟・違法取引等が生息に影響を及ぼしているか及び国内での需要が原産国での密猟や違法／過剰取引の要因になっているかを判断材料にすべき。また、上記の状況は変化することから、数年ごとに見直し等、定期的な見直しの方針についても明記すべき。 【理由】 国際希少種の生きている個体については、「原産国で密猟、密輸等によりその生息・生育に大きな問題が生じているとの情報がない種であって、合法的に非常に多くの個体が輸入されており、かつ、国内で違法取引が多数報告されていないもの(10頁20行以降)」が登録により取引対象となりうることを考えれば、その器官及び加工品の取引要件についても同様とすべきであるため。</p>	1件	<p>「種の保存に支障がないかの考慮」については、ご指摘のような、状況の変化に応じた対応の見直しの検討等も含まれると考えております。</p>
17	<p>(11頁17-18行) “適正に入手した原材料から…標章の交付を受けることができる。”を削除し、“原材料の輸入から消費者への販売まで合法性及び追跡可能性を担保する制度を構築する。”を加えるべき。 なお、特別特定器官等の管理体制については、国際的な違法取引や生息国での深刻な密猟が繰り返して起きている状況に鑑み、今後も譲り渡し等の規制の例外とすることが妥当であるかどうかの検討、および相応に厳格な管理制度の構築をすすめていくべき。 【理由】 国内での象牙の違法取引が多数報告される中、適正に入手した原材料を使用するのは当然であり、そのトレーサビリティも原料入手から消費者の手に渡るまで担保されなければ意味がない。現行の任意の認定制度ではそれが担保できず、種の保存にも貢献しないことから、新たな制度の構築が必要であるため。</p>	1件	<p>当該箇所については、消費者が適正品を選択することが可能となり、違法品の排除につながるものとして法に基づき措置されている標章の交付について端的に示したものです。 なお、改正種の保存法では、一定以上の大きさを有する象牙のカットピース等について、事業者管理票の作成・保存を義務づけることとしています。今後は、管理票の作成等を事業者徹底させることにより、カットピース等がどの全形牙から加工され、どういった経路で入手されたかを、把握していくことが可能となります。また、従前から、象牙を取扱う事業者に対しては、象牙のカットピースや製品の取引について、台帳に記載する義務を課しています。したがって、管理票と台帳をあわせて確認することにより、トレーサビリティが向上すると考えています。</p>

NO	意見要旨(集約)	件数	回答
第五 国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項			
18	<p>(14頁9-10行) 「財産権」を削除するべき。 【理由】 関係者の所有権の尊重で充分、その趣旨が読み取れるので、わざわざ財産権と記述すべきではない。また、財産権については、先の国会で議論されているため。</p>	1件	<p>当該箇所については、財産権の尊重等を規定した法の趣旨を反映したものです。また、財産権は所有権に限定されないことから、「所有権その他の財産権」と示すことが必要と考えています。</p>
19	<p>(14頁3~15行) 「第5 3生息地等保護区及び管理地区の区域の保護に関する指針・4生息地等保護区の指定に当たって留意すべき事項」について、絶滅危惧種生息地以外の自然環境をも、食物連鎖から考えて広く守る必要がある。 【理由】 風力発電用風車に設置によるバードストライク、ソーラーパネルの設置による草原性野鳥の餌場・営巣地の破壊など、ほとんどの野生生物が絶滅危惧種になっているのは人間による開発が原因であるため。</p>	1件	<p>第五3及び4は、指定された生息地等保護区の管理の指針として明らかにすべき事項や、保護区の指定を行う際の地域関係者への配慮事項等を示したものです。なお、第二3(2)「効果的な保存施策の選択及び実施」において、保護地域以外の地域においても施策の方向性を示すことが重要であることを記載しております。</p>
第六 保護増殖事業に関する基本的な事項			
20	<p>(15頁1~7行) 「第六 保護増殖事業に関する基本的な事項 3 保護増殖事業の進め方」について、国際自然保護連合IUCNの「再導入とその他の保全的移殖に関するガイドライン」等の、その時点での国際的な指針に則ることを基本方針に記載し、各事業がガイドラインに則っているか検証し、結果を公開することも盛り込むべき。 【理由】 保護増殖事業が国際的なガイドラインに基いて行われるべきなのは自明のことではあるが、本方針案の中にその記載がない。 現在行われている保護増殖事業においてもIUCNのガイドラインに則っているか疑わしいものがあり、そのことは生物多様性国家戦略2012-2020に係るパブリックコメント等で度々指摘されているが、環境省は当該部分への言及を避けている。 我が国の国内希少野生動植物種の保護増殖事業が国際的な基準を満たさずに行われている可能性があることは大いに問題であり、基本方針中に遵守を明記すべきである。</p>	1件	<p>特に野生復帰についてのご意見ですが、この点は第一3(3)「生息地等の外における保存施策の考え方」において、基本的な考え方や留意事項等について、ご指摘のIUCNガイドライン等に基づき示しています。なお、野生復帰等の具体的な進め方については、「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針(H21.1、環境省)」(※下記リンク先参照)において詳細に記載しており、「野生復帰は、国際自然保護連合(IUCN)作成の「再導入ガイドライン」に準拠して実施することが適切」と明示しています。 ※ http://www.env.go.jp/press/files/jp/12843.pdf 本基本指針は、種の保存にあたっての基本的な考え方を示すものであることから、個別の施策の手法等に係る個別のガイドラインの引用や例示などは行っておりませんが、野生復帰等を進めるにあたっては、上記の、「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針(H21.1、環境省)」に基づき行われるべきと考えています。 なお、種の保存施策に係る情報公開等は、希少種の分布情報等の情報管理の下で、各関係主体において適切に行われるべきものであり、ご指摘のような、一律に公開を義務づける規定が適当とは考えておりません。</p>

NO	意見要旨(集約)	件数	回答
21	<p>(14頁18行～、15頁10行～) 「第六 保護増殖事業に関する基本的な事項」「第七 認定希少種保全動植物園等に関する基本的な事項」について、国内希少野生動植物種の保護増殖事業に関わる施設に関する予算、財務状況の公開を定める条項を追加すべき。 【理由】 極めて公益性の高い国内希少野生動植物種の保護増殖事業に関与している園館であるにも関わらず、関係動物園・環境省・各自治体の予算等が公開されないままクラウドファンディングを実施している例もあり、このような不透明な状況下で一般から資金を募ることは問題であるため。</p>	1件	
22	<p>(14頁18行～、15頁10行～) 「第六 保護増殖事業に関する基本的な事項」「第七 認定希少種保全動植物園等に関する基本的な事項」について、国内希少野生動植物種の保護増殖事業に関する情報、認定希少種保全動植物園認定の審査、その後の取り扱いについて、情報公開やパブリックコメント募集を定める条項を追加すべき。 【理由】 保護増殖事業に関わる動物園の選定の過程等の情報公開が著しく不十分であるところ、極めて公益性の高い国内希少野生動植物種の保護増殖事業がこのような不透明な環境下で行われているのは性質上不適切であるため。 また、本方針案には「第三 国内希少野生動植物種に係る提案の募集に関する基本的な事項」があるが、これは「国内希少野生動植物種の選定及び解除に係る検討の情報公開」に限られており認定動植物園等の審査や保護増殖事業についての情報公開は規定されていない。</p>	2件	<p>環境省が行う保護増殖のための検討会については、原則として公開で実施し、会議資料等もHPで公表しています。また、第八4において、種の保存施策の推進にあたり国民の理解の促進等を積極的に推進することや、種の保存に係る取組を公開する場合には地域住民等との合意を図りながら適切な方法を検討する必要があること等を示しているため、この考え方にに基づき、各関係主体が適切に情報公開等を行うよう、本基本方針の周知に努めます。 なお、種の保存施策に係る情報公開等は、希少種の分布情報等の情報管理の下で、各関係主体において適切に行われるべきものであり、ご指摘のような、一律に公開を義務づける規定が適当とは考えておりません。</p>
23	<p>(※該当頁不明) 基本方針の「第三 国内希少野生動植物種に係る提案の募集に関する基本的な事項 エ 当該種に係る保存のための取組の現状と予定」に関連して、保護増殖事業等の取組の現状と予定について広く公開し、詳細に適切に提案の募集を行う仕組み(施行細則、専用のウェブページ)も基本方針と同時に策定、制作すべき。 【理由】 野生復帰事業は動物園等の飼育施設だけでなく、公共の土地を利用して行われる公益性の高い事業であるところ、一般への意見の募集もないまま不透明な形で進められている例があり、極めて不適切であるが広く知られていない。野生復帰事業は複数の種、複数の地で多岐にわたり展開されており、国民が他地域で行われている事業について知ることが困難な状況である。 保護増殖、野生復帰に関わる事項を網羅的に広く国民に情報公開し、その進捗状況を一括して確認できるウェブページ等を運用し、その内容が適切かどうか意見を募集する仕組みも同時につくるべきである。</p>	1件	

NO	意見要旨(集約)	件数	回答
24	<p>(15頁1～7行) 「第六 保護増殖事業に関する基本的な事項」の「3 保護増殖事業の進め方」に関して、「国、地方公共団体、民間団体等の幅広い主体」について定義し、各事業について、環境省やその他省庁、外郭団体等の間の監督権限、責任を明確にし、恣意的な運用を防ぐ条項を追加すべき。 【理由】 複数の省庁が関係しておりどの事業がどの省庁の監督権限で行われているのか責任の所在が非常に不透明な事業の例もあり、このような不透明な状況下で国内希少野生動植物種の保護増殖事業が行われれば、各省庁、外郭団体、民間団体が事業を恣意的に運用し、絶滅の危機に瀕する野生動物の保全という本来の目的にそぐわない施策が実行されるおそれがある。</p>	1件	<p>第八3において、「個々の種に関する施策の実施において、当該種の保存施策の方向性を明確に示し、適切な情報共有を図った上で、関係省庁、地方公共団体、動植物園等、調査研究機関、地域住民、専門家、NGO・NPO、農林水産業従事者、民間企業、各種基金などの多様な主体の参画及び連携を促進する。」と示しておりますが、対象種によって関係主体は様々となりますので、ご指摘の「幅広い主体」について一律に定義することは困難です。 なお、ご指摘のような恣意的な運用がされることのないよう、関係者との適切な連携や役割分担を行い、制度の適切な運用に努めます。</p>
第七 認定希少種保全動植物園等に関する基本的な事項			
25	<p>(15頁35行) “展示の方針及び個体の取得経緯等について審査する。”の後に“審査に際しては、必要に応じて、関係者に情報を求める。”を加えるべき。 【理由】 一部の動物園が、近年国内での高い需要が海外からの密輸を促しているコツメカワウソをペット市場に流通させるなど野生生物の保全に資するとは言い難い行動をとったケースも報告されている。希少種保全動植物園等という特別な指定を受けるに相応しい施設であるかの審査は、申請者による情報だけでは適正に行えないため。</p>	1件	<p>認定希少種保全動植物園等制度は、希少種の保護増殖という点で適切な施設及び能力を有する動植物園等を認定するものであり、認定の申請に係る園館において取り扱われる希少種の飼養等・譲渡し等の目的、実施体制・飼養栽培施設及び計画等が希少種の保存に資するものであるかどうかという観点で審査を行います。 認定に係る申請の内容については、一般に公表されていない情報も含まれるため、審査に係る情報は適切に管理する必要があり、外部の者に対して審査に係る関連情報が伝わることは基本的に避けるべきものと考えています。</p>
26	<p>(16頁5～6行) “認定を受けたものによる不正な行為などが認められた場合には、当該認定の取り消しを検討する”という文言について、「不正な行為」の内容を明確にするとともに、その行為が悪質な場合には、速やかに認定を取り消すことができるよう制度を整えるべき。 【理由】 希少種保全動植物園等が、認定を受けた後も絶滅危惧種の保存という制度の目的を認識し続けるためにも、不正行為の定義を明確にし、認定の仕組みを厳格化することが必要であるため。</p>	1件	<p>「不正な行為」とは、改正法第48条の9第2号において、認定希少種保全動植物園等設置者等が不正の手段により認定、変更の認定、認定の更新を受けたときとされておりますが、これらの具体的内容をすべて明示することは困難であり、また、基本的考え方を示す箇所としても適当ではないと考えています。 なお、ご指摘のとおり、不正な行為が確認され、かつその行為が悪質と認められる場合には、速やかに認定を取り消すことができるよう、制度の適切な運用に努めます。</p>
27	<p>(15頁10行～) 認定により種の保存に長年取り組んできた動植物園等の公的機能が国民に広く認知され、種の保存事業の円滑化につながる好結果が期待されることから、種の保存に資する動植物園等の認定がなされることに賛成である。 【理由】 動植物園等の公的機能を国民に広く認識していただくことになるため。</p>	1件	<p>制度の適切な運用に努めます。</p>

NO	意見要旨(集約)	件数	回答
28	<p>(15頁36-37行) 認定を希望する施設が動植物園等を会員とする公益法人に加盟していることを、認定要件としていただきたい 【理由】 公益法人に加盟していることで、公益活動に積極な姿勢であることが客観的に判断できると考える。</p>	1件	<p>希少種保全動植物園等の認定基準については、改正法において、申請に係る園館において取り扱われる希少種の飼養等・譲渡し等の目的、実施体制・飼養栽培施設及び計画等が希少種の保存に資するものであるかどうかという観点で決めることとされています。このため、認定対象を公立の園館や公益法人に加盟している園館のみとすることは妥当ではないと考えています。</p>
29	<p>(15頁13行) 「第七 認定希少種保全動植物園等に関する基本的な事項」について、「動植物園等」についての定義を明確にし、記載すべき。 【理由】 種の保存法国内希少野生動植物種を、飼育実績のない自治体が新規に譲り受け、動物園制度の枠外で飼育繁殖できる現状は問題である。 本改正ではこのような動物園以外の自治体による飼育施設についての記載がなく、当該施設が「動植物園等」に含まれるのか不明確であり、今後も法的な位置づけが曖昧なまま、自治体の運営による飼育繁殖施設が設立され、希少野生動植物種を譲り受け、飼育繁殖、野外への放逐、観光目的の見世物に利用されるおそれがある。 動物園以外で現在希少野生動植物種を飼育繁殖、展示している施設についての施設の法的な位置付けを定めるとともに、本方針策定以後に同様の自治体運営による施設を設立する場合についての方針を定めるべきである。</p>	1件	<p>「動植物園等」とは、改正法及び関係省令の改正案において、「動物園、植物園、水族館若しくは昆虫館又はこれらに類する施設(野生動植物の生きている個体の販売若しくは貸出し又は飲食物の提供を主たる目的とするものを除く)」としています。ご指摘のような施設が「動植物園等」に該当するかは、上記の考え方にに基づき、事業の内容や施設の態様等を勘案して判断いたします。</p>
30	<p>(16頁2-3行) 「第七 認定希少種保全動植物園等に関する基本的な事項」について、認定希少種保全動植物園等について動物取扱業の登録番号、博物館登録の状況などの情報公開を義務付ける条項を追加すべき。 【理由】動物取扱業や博物館の登録など法的な認可の状況が確認できない施設で希少野生動植物種の飼育繁殖、野生復帰事業が行われている例があることは大変問題であり、本方針案では今後もこのような事業が行われる可能性がある。</p>	1件	<p>認定希少種保全動植物園等制度は、希少種の保護増殖という点で適切な施設及び能力を有する動植物園等を認定するものであり、認定の申請に係る園館において取り扱われる希少種の飼養等・譲渡し等の目的、実施体制・飼養栽培施設及び計画等が希少種の保存に資するものであるかどうかという観点で審査を行うものです。このため、博物館の登録や動物取扱業の許可に係る目的や審査の考え方が異なることから、これらの法的な登録・許可及びそれらの情報公開を必ずしも当該認定の要件又は認定を受けた動植物園等への義務とする必要はないと考えています。なお、取り扱う希少野生動植物種の個体を種の保存のため適切に取り扱うことができないと認められる場合には、認定を行わないこととしています。</p>

NO	意見要旨(集約)	件数	回答
第八 その他絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する重要事項			
31	<p>(17頁32-33行) ワシントン条約等のところに「国際的に絶滅の恐れのある移動性野生動物種」を加えるべきである。 【理由】 ワシントン条約のみならず日本が批准していない条約対象種であっても国際協力の見地から保全に取り組むことが肝要である。従って、次のように修文すべきである。「我が国としてワシントン条約や国際的に絶滅の恐れのある移動性野生動物種等も考慮し適切に履行するほか」</p>	1件	我が国として種の保存に係る国際協力を推進するにあたっては、国際条約等に基づき我が国がその保存に責任を有する種について、法の施行を通じて行うものであると考えています。このため、当該箇所では我が国が批准しているワシントン条約等の適切な履行について記載しており、原文どおりとさせていただきます。
32	<p>(17頁34行) 文末に“また、ワシントン条約附属書Ⅱ・Ⅲ掲載種であっても、生息国が捕獲・輸出を禁止している種で且つ国内の違法取引が確認されている種については学識経験者等の意見を聴いて規制の必要性を検討する。”を加えるべき。 【理由】 答申(2ページ及び4ページ)で、「ワシントン条約に基づいて国際取引が規制されている希少な野生動植物について、国内における違法流通等が報告されており、国際的に協力して種を保全していく必要がある」と述べられているが、その必要があるのは附属書Ⅰ掲載種に限られない。ワシントン条約締約国として、附属書Ⅱ及びⅢ掲載種であっても生息国が輸出を認めていない種等については、国内の取引を制限できる可能性を残すべき。現にこうした種の国内販売(規制がないため、水際取締をすり抜ければ”合法的”に販売可能)が確認されており、種の存続への影響が懸念される。</p>	1件	種の保存法では、国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅危惧種を、「国際希少野生動植物種」として指定し、規制を講ずることとしています。しかしながら、ワシントン条約附属書Ⅱ掲載種については、現在は必ずしも絶滅のおそれはないが国際取引を厳重に規制しなければ絶滅のおそれのある種となりうるもの、同附属書Ⅲ掲載種は、締約国が自国内の保護のため他の締約国の協力を必要とされているもの、とされています。このため、ワシントン条約附属書Ⅱ・Ⅲ掲載種については、種の保存法に基づく規制を講ずる対象とはしておりません。